

2022年（令和4年）2月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

新型コロナウイルス感染症対策として実施する子育て世帯の支援、生活支援等のための給付等に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）1月27日付けで諮問（第1117号）された新型コロナウイルス感染症対策として実施する子育て世帯の支援、生活支援等のための給付等に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が2021年（令和3年）11月19日に閣議決定され、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、給付対象児童を養育する者に対し、令和

3年度藤沢市子育て世帯への臨時特別給付金として、児童1人当たり10万円の給付を行うこととなった。

この給付事務を迅速かつ的確に実施するため、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 事業の概要

ア 給付対象児童

- (ア) 2021年(令和3年)9月分の児童手当の対象児童(弟妹が2021年(令和3年)9月分の児童手当の対象児童となっている高校生等(2003年(平成15年)4月2日から2006年(平成18年)4月1日までに出生した児童。ただし、婚姻している場合は、給付対象外。)を含む。)
- (イ) 2021年(令和3年)10月分の児童手当の対象児童のうち9月中に出生した児童
- (ウ) 2021年(令和3年)10月1日から2022年(令和4年)3月31日までに出生した児童手当の対象児童
- (エ) 児童が高校生等のみである世帯の児童(養育者の所得が児童手当所得制限限度額未満の場合)

イ 給付方法

(ア) プッシュ型

藤沢市における児童手当の振込口座情報を利用し、申請を受けることなく振込みを行う給付方法

(イ) 申請型

藤沢市から児童手当を受給していない対象者へ申請書を送付し、郵送又はオンラインによる申請を受けることで振込みを行う給付方法

ウ 申請書等送付時期

(ア) プッシュ型(振込予定日を記載した通知を送付)

- a 先行給付分(2021年(令和3年)9月までに出生した児童を対象に5万円を給付する。)
2021年(令和3年)12月13日
 - b 追加給付分(2021年(令和3年)9月までに出生した児童を対象に5万円を給付する。)
2021年(令和3年)12月22日
 - c その他(2021年(令和3年)10月以降の出生児童を対象に10万円を給付する。)
2022年(令和4年)1月以降月1回程度
- (イ) 申請型(藤沢市から児童手当を受給していない対象者へ申請書を送付し、郵送又はオンライン申請による申請を受け、10万円を給付する。)
2022年(令和4年)1月12日以降随時

エ 振込時期

(ア) プッシュ型

- a 先行給付分
2021年（令和3年）12月23日
- b 追加給付分
2021年（令和3年）12月28日
- c その他
2022年（令和4年）1月26日以降月1回程度

(イ) 申請型

2022年（令和4年）1月26日以降週1～2回

オ 事業の流れ

(ア) プッシュ型

- a 先行給付分
児童手当の受給状況を利用して子育て給付課が対象者データを作成し、通知の発送及び振込手続を行う。
- b 先行給付分以外
児童手当の受給状況を利用して子育て給付課が対象者データを作成し、通知を発送する。その後、子育て給付課から対象者データの提供を受けた子育て・生活支援給付金担当が、振込手続を行う。

(イ) 申請型

- a 2022年（令和4年）1月12日発送分
関係課等からの情報を基に子育て・生活支援給付金担当が印字データを作成し、印刷業務を行う受託業者へデータを引き渡す。その後、納品された申請書に対し、関係機関からの情報を基に子育て・生活支援給付金担当が引き抜き対応や内容修正を行い、発送する。申請書を受け取った対象者が郵送又はオンラインにより申請を行い、申請を受けた子育て・生活支援給付金担当が振込手続を行う。
- b その他発送分
関係課等及び関係機関が保有する情報を基に、随時子育て・生活支援給付金担当が申請書を作成・発送する。申請書を受け取った対象者が郵送又はオンラインにより申請を行い、申請を受けた子育て・生活支援給付金担当が振込手続を行う。

(3) 本人以外のものから収集する個人情報

ア 本市の関係課等から収集するもの

(ア) 住民基本台帳（所管課 市民窓口センター）

- a 対象者データの作成に用いる個人情報
住民登録地、氏名、生年月日、性別、続柄、住民日、住民届出日、異動日、異動届出日、異動事由、支援措置情報、個人宛名番号、世帯番号

b 申請書の引き抜き及び変更に関する個人情報

住民日, 前住所, 個人宛名番号

(イ) 市民税の課税情報 (所管課 市民税課) (対象者データの作成に用いる個人情報)

住民登録地, 氏名, 生年月日, 個人宛名番号, 所得情報

(ウ) 児童手当の受給情報 (所管課 子育て給付課) (対象者データの作成に用いる個人情報)

住民登録地, 氏名, 生年月日, 振込口座, 児童手当認定番号, 児童手当受給状況, 児童手当受給者宛名番号

(エ) プッシュ型の対象者データ (所管課 子育て給付課)

a プッシュ型の振込に関する個人情報

振込口座

b 申請書の引き抜き及び変更に関する個人情報

住民登録地, 氏名, 児童手当認定番号, 児童手当受給者宛名番号

イ 関係機関から収集するもの (児童福祉法, 障害者総合支援法, 身体障害者福祉法, 知的障害者福祉法, 生活保護法及び売春防止法の規定により, 入所等の措置が採られている児童の情報 (所管関係機関 児童入所施設) (申請書の引き抜き及び変更に関する個人情報))

住民登録地, 現住所, 氏名, 生年月日, 措置日, 児童手当受給状況

(4) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

子育て世帯への臨時特別給付金の給付対象者 (申請者) は約36,200人と想定しており, 一定期間内に本人から情報を収集することは, 時間, 労力及び費用を費やすことになり, 事業の目的達成が困難になる。本業務を迅速に遂行するためには関係課等及び関係機関が保有する情報を収集するほかに方法がないため, 個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。

(5) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

通知すべき相手が多数であるため, 通知する費用や事務量が過分に必要となり, 本市の事務処理に著しい支障が生じることから, 個別の通知は省略する。

なお, 個人情報を本人以外のものから収集することについては, 広報等で周知を図る。

(6) コンピュータ処理について

ア 処理概要

(ア) プッシュ型について

プッシュ型については, すべてのデータの作成を子育て給付課が行い, 子育て・生活支援給付金担当ではコンピュータ処理を行わない。

(イ) 申請型について

a 対象者データの作成

受託業者Aが市民窓口センター, 市民税課及び子育て給付課から情

報提供を受け、給付対象者を抽出し、対象者データを作成する。

b 印字データの作成

子育て・生活支援給付金担当が受託業者Aから「2 実施機関の説明要旨」(6)ア(イ) a の対象者データの提供を受け、給付管理システムへ情報の取り込みを行い、印字データを作成する。

c 申請書の作成

受託業者B（印刷業者）が子育て・生活支援給付金担当から印字データの提供を受け、申請書を作成する。

d 申請書の引き抜き及び変更

一部の対象者については、支給対象外とするほか、送付先を変更する必要があるため、申請書の引き抜きや変更の対応を行う。

(a) 2021年（令和3年）1月2日以降の転入者

2021年（令和3年）1月2日以降に本市へ転入した者については、本市で所得情報を把握することができないが、前住所が国内であれば、前住所地へ照会を行うことで所得情報を入手することが可能となり、所得制限を超過する者を対象者から除外することができる。

そのために、子育て・生活支援給付金担当が市民窓口センターからの情報提供を受け、対象者データのうち2021年（令和3年）1月2日以降に国内の他市町村から本市へ転入した対象者を抽出する。

なお、前住所地への所得情報の照会に際しては、社会保障・税番号制度における情報連携により行うが、当該給付事務は2021年（令和3年）12月21日付けの官報により特定公的給付の指定を受けているため、当諮問においては取り扱わない。また、本市及び他の情報保有機関の保有する特定個人情報情報を情報提供ネットワークシステムを介して情報連携するために情報連携中間サーバーシステム及び団体内統合宛名システムを導入し、コンピュータ処理及びコンピュータの結合を行うことについては、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、認められている。（答申第763号）

(b) 施設入所児童

児童福祉法、障害者総合支援法及び売春防止法の規定により、施設への入所等の措置が採られている児童については、住民登録に基づく世帯ではなく、入所施設に対して申請書を送付する必要がある。

そのために、子育て・生活支援給付金担当が児童入所施設からの情報提供を受け、申請書を作成した世帯のうち、施設入所児童に係る世帯を抽出する。

(c) プッシュ型対象児童

2021年（令和3年）10月1日以降に出生した児童や、児童手当の届出が滞っていた児童等については、作業の時点によりプッ

シュ型と申請型の双方で対象児童として抽出されてしまうおそれがある。そのため、子育て・生活支援給付金担当が子育て給付課からプッシュ型対象者データの提供を受け、申請型の申請書からの引き抜きを行う。

e 申請受付

(a) 郵送申請

申請者は申請書に同封された返信用封筒を用いて申請書を返送する。受託業者C（一部の個別対応申請については子育て・生活支援給付金担当）は申請者から郵送された申請書を回収（私書箱にて受付）し、記載内容を確認する。その後、申請書をA I-O C Rにて読み込み、R P Aにより給付管理システムへ申請データとして取り込む。

(b) オンライン申請

申請者は、申請書に付随した案内に記載されている申請サイトU R L又は二次元バーコードにより、P C又はスマートフォンから申請サイトへアクセスし、ユーザー名及び仮パスワードを入力してログインし、パスワードを変更した後に申請する。申請サイトで申請者が入力した情報は、申請データとして直接給付管理システムへ反映される。

f 振込

子育て・生活支援給付金担当は、郵送申請及びオンライン申請により取り込まれた申請データを給付管理システムで管理するとともに、一定の期間ごとに振込データを作成し、申請者の指定口座への振込手続を行う。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

(ア) 対象者データの作成に用いる個人情報

住民登録地、氏名、生年月日、性別、続柄、住民日、住民届出日、異動日、異動届出日、異動事由、支援措置情報、個人宛名番号、世帯番号、所得情報、児童手当受給状況、児童手当受給者宛名番号

(イ) 印字データの作成に用いる個人情報

住民登録地、氏名、生年月日、ユーザー名、パスワード

(ウ) 申請書の引き抜き及び変更に関する個人情報

a 2021年（令和3年）1月2日以降の転入者

住民日、前住所、個人宛名番号

b 施設入所児童

住民登録地、現住所、氏名、生年月日、措置日、児童手当受給情報

c プッシュ型対象児童

住民登録地、氏名、児童手当認定番号、児童手当受給者宛名番号

(エ) 申請受付の際に取り扱う個人情報

a 郵送申請

氏名，職業，電話番号，振込口座，申請日，ユーザー名

b オンライン申請

氏名，職業，電話番号，振込口座，申請日，ユーザー名，パスワード

(オ) 振込に用いる個人情報

振込口座

ウ コンピュータ処理を行う必要性について

今般の給付金について，制度の目的から迅速かつ的確な給付を行うよう国から求められている中で，約36,200件と見込まれる給付事務をすべて手作業で行うことは困難であり，コンピュータによる処理が必要であると考える。

また，その膨大な事務を行うため，給付金の申請内容のデータ化及び給付決定データに基づく給付決定通知の送付を専門の業者に委託し，効率的な事務の運用を図る。

エ 安全対策

(ア) 子育て・生活支援給付金担当の安全対策について

a 給付管理システムは，クラウドのシステムを活用し，セキュリティ確保のためLGWAN-ASPのサービスを利用し，庁内からのアクセスについては，専用の端末を用意し，ユーザーのアクセス権を制御した上で利用する。

b クラウドについては，日本国内のクラウドを指定，政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の認定を受けていることを条件として選定する。

c オンライン申請については，あらかじめ確認書に印字されたユーザー名と仮パスワードによって初回ログインを行うが，初回にパスワードの変更を行うようにしている。ユーザー名に紐づけられた情報以外にはアクセスできない。

d すべての通信は暗号化されており，事業終了後については，受託業者からデータ消去証明を提出させる。

e 給付金業務終了後，提供されたファイルについては，業務系端末のネットワークドライブから消去し，使用できないようにする。

f やむを得ず紙に出力したデータについては，溶解処理により確実に廃棄する。

(イ) 受託業者に求める安全対策について

a プライバシーマーク又はISMS認証を取得していること。

b 作業場所が機械警備・監視カメラ・有人監視・IDカードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。

c サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し，入退室の状況を記録すること。

d 業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。

- e 作業現場への本市職員の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。
- f 端末操作については、ユーザーID及び暗証番号による認証を行い、端末操作を関係職員に限定すること。
- g 暗証番号は定期的に変更するとともに、操作の状況を記録すること。
- h 個人情報や端末には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理すること。
- i 端末については、コンピュータウイルス対策ソフトを利用し、最新のウイルスパターンを適用し、ウイルス対策を施すこと。
- j やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。
- k 作業を行う端末等については、外部ネットワークと接続しないこと。データの受渡しについては、LGWANを利用して受渡しを行う。
- l 通知書等を運搬する際は、容器に収納し、事故等の際にも散乱しないよう措置を講ずること。
- m 受託業務終了後は、速やかにデータを消去し、完全に復元できないようにすること。
- n 提供する情報については、本市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
- o 関係職員については、個人情報に関する必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
- p 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底すること。
- q 取り扱うすべての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えいなどが行われないよう管理を徹底すること。
- (ウ) 給付管理システム開発業者のセキュリティに関すること
 - a LGWAN-ASPによるクラウド上に構築してあること。利用するクラウドについては、政府情報システムのための評価制度（ISMAP）の評価を受けているクラウドを使用すること。
 - b 給付管理システムは、市側からはLGWAN経由での接続とすること。
 - c 給付管理システムは、利用するユーザーごとの権限設定が行えること。
 - d 給付管理システムは、申請者（市民）からはインターネット環境からの接続とし、本人以外の情報にアクセスできないような仕組みとすること。その際、通信は暗号化されていること。給付管理システムは、インターネット側からの不正アクセス等について、FireWall等を用いて給付管理システム内のデータを防御できること。
 - e 給付管理システムへのアクセスログを管理できること。

f 給付金事業終了後投入したデータを消去すること。データ消去完了後、データ消去証明書を提出すること。

g 給付管理システムにおいて個人情報扱うため、条例の趣旨を十分理解し、情報管理の徹底を図ること。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市情報システム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(7) 実施時期

2021年（令和3年）12月から2022年（令和4年）3月31日まで、及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(8) 添付資料

ア 参考資料

- (ア) 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領
- (イ) 令和3年度藤沢市子育て世帯への臨時特別給付金支給要綱
- (ウ) 本給付金の概要
- (エ) 子育て世帯への臨時特別給付金の事務フロー
- (オ) コンピュータ処理を行う個人情報
- (カ) 給付管理システム構成図
- (キ) 令和3年12月21日付け官報（公的給付を定める告示）

イ 契約書類

- (ア) 藤沢市子育て世帯臨時特別給付金支給対象者抽出業務委託仕様書（案）
- (イ) 子育て世帯臨時特別給付金申請書等印刷業務委託仕様書（案）
- (ウ) 藤沢市子育て生活支援給付金申請受付業務委託仕様書（案）
- (エ) 子育て世帯給付金管理システム仕様書（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

子育て世帯への臨時特別給付金の給付対象者（申請者）は約36,200人と想定しており、一定期間内に本人から情報を収集することは、時間、労力及び費用を費やすことになり、事業の目的達成が困難になる。本業務を迅速に遂行するためには関係課等及び関係機関が保有する情報を収集するほかに方法がないため、個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

通知すべき相手が多数であるため、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略する。なお、個人情報をも本人以外のものから収集することについては、広報等で周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

今般の給付金について、制度の目的から迅速かつ的確な給付を行うよう国から求められている中で、約36,200件と見込まれる給付事務をすべて手作業で行うことは困難であり、コンピュータによる処理が必要であると考えられる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(6)エの(ア)から(ウ)までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 子育て・生活支援給付金担当の安全対策について

a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

(ア) a

b ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

(ア) a, (ア) d

c 利用後にデータを確実に消去するための措置

(ア) d, (ア) e, (ア) f

d その他の安全対策を高めるための措置

(ア) b, (ア) c

(イ) 受託業者に求める安全対策について

a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

(イ) c, (イ) f

b ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

(イ) i, (イ) k

- c 利用後にデータを確実に消去するための措置
(イ) j, (イ) m
 - d 実施機関が受託業者の安全対策を確認できるようにするための措置
(イ) a, (イ) d, (イ) e
 - e その他の安全対策を高めるための措置
(イ) b, (イ) h, (イ) l, (イ) n, (イ) o, (イ) p, (イ) q
 - f 日常的な安全対策
(イ) c, (イ) g
- (ウ) 給付管理システム開発業者のセキュリティに関すること
- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置
(ウ) c
 - b 利用後にデータを確実に消去するための措置
(ウ) f
 - c ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
(ウ) a, (ウ) b, (ウ) d
 - d 実施機関が給付管理システム開発業者の安全対策を確認できるようにするための措置
(ウ) a
 - e その他の安全対策を高めるための措置
(ウ) d
 - f 日常的な安全対策
(ウ) e, (ウ) g

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市情報システム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、給付管理システム開発業者の安全対策の万全性について、本市において確認する方法を検討することを要望する。

以 上